

りん含有量に係る総量規制基準（平成十四年広島県告示第七百二十号）新旧対照表

改正後					現行					備考
別表（第四関係）					別表（第四関係）					
号 番 理 整	業種その他の区分	（単位：リットルにつきミリグラム） りん含有量		考 備	号 番 理 整	業種その他の区分	（単位：リットルにつきミリグラム） りん含有量		考 備	
		既設	新増設				既設	新増設		
		(一)	(二)				(一)	(二)		
二 一 一	共同調理場（学校給食法昭和二十九年法律第六十号）第六條に規定する施設をいう。）	五	五・四		二 一 一	共同調理場（学校給食法昭和二十九年法律第六十号）第五條の二に規定する施設をいう。）	五	五・四		
(略)	(略)				(略)	(略)				